

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う

関係政令の整備に関する政令（抄）

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第十七条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第八条を削る。

第九条中「別表第二十号」を「別表第十九号」に、「第三十条」を「第二十九条」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「別表第二十四号」を「別表第二十三号」に改め、同条を第九条とする。

別表中「（第十条関係）」を「（第九条関係）」に改める。

附 則

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。